

Turgot の土地単税の主張的一面

津 田 内 匠

Turgot は 1761—1774 年の間、知事としてリモージュ県にあり、税制改革、賦役・民軍制の発止、穀物通商の自由等々のさまざまな改革を試みた。それらはいずれも重農主義の原理にもとづくものであり、その中心的目標は税制改革——土地単税の主張にあった。

Turgot の土地単税の理論的出発点が Quesnay の純生産物の理論にあることはすでに周知のことである。Quesnay は純生産物にもとづく地代の取得者・土地所有者の収入は「土地所有者自身に属すると同様、また国家の所有でもある。土地所有者はそれを支出するためにのみそれを享受する」、「国民が利益を得て租税として納付するのは、土地の収入であって土地を耕作する借地農の利潤ではない」、「借地農の利潤と借地農が耕作に使用する人間の利得とは、この同じ耕作が年々土地所有者に返還する収入から区別さるべきである、如何とならば耕作と収入とを保証するのは耕作人の利潤と経費とであるから」、あるいは「借地農の利潤は、決して土地所有者の基本から得られるのではない、何とならば利潤は借地農の支出の果実だからである¹⁾」と純生産物にもとづく地租の正当性と合理性を主張した。Turgot は同じ原理から出発して「耕作者が土地所有者に返す余剰は、土地所有者の収入を形成し、それは次年度の再生産に不需要であり、彼の手中にあって自由であり、自由に処分可能である²⁾」という観点から土地所有者階級をその本質的機能において「自由に処分可能な階級」と名づけ、彼自身の土地単税を目指す租税論の基礎を明確にした。このことは Quesnay と Turgot の純生産物の本質把握の問題にかかわることである。われわれはすでに別稿において、Turgot が基本的には Quesnay の原理から出発しながら、独自の歴史的分析の方法をもって、労働と資本の存在、純生産物の発生を明らかにし、労働の一般的生産性と資本の一般的収益性にもとづいて社会構成の諸階級を单一な賃銀労働者階級と資本の所有者階級として一括的

に把握して重農主義の原理を超えるのだが、労働と資本の育成という現実的要請のために、ふたたび純生産物の理論に帰り、土地単税の厳密な主張をかけるのをみた。Quesnay はさきにものべたように純生産物の理論にもとづく土地単税の原理を地租課税(*l'imposition territoriale*)中心の租税論として示唆したが、明確な土地単税(*l'impôt unique*)の主張にはまだ達しなかった。すなわち Quesnay は土地収入に対する課税の優先を主張し、間接税の弊害を指摘しながら、農業労働のみを絶対的生産的労働とする観点に妨げられ、Turgot がしたように労働と資本を一括的に把握し得なかつたために、間接税を農業中心にだけ考え「課税をして土地の耕作自体を目当てとすることなく、専ら土地が生みだす収入並びにこの収入によって存立する諸々の職業のみを対象とさせることが極めて重要である」あるいはせいぜい良価実現のための外国貿易の範囲に限って「地主や商人や工匠に租税が課せられても、もしそれが耕作者や貿易商に及ばず、彼らの富を減らすことが決してないならば毫も破壊的でないだらう」と理解した。したがって Quesnay にとっては、「家屋及びその他の財産に課せられるタイユは、賃貸料に比例して容易に決められるであろう」し、「加工品または手工業の商品の製作に関する工業に対して比例的なタイユを賦課することの弊害は、土地の耕作に賦課される恣意的なタイユのそれ程破壊的でない」し、「ターユを課せられぬ都市で消費される生産物に課せられる入市税は撤廃るべきでない」、要するに「厳密に言うと、商人や工匠や労働者は、彼らから徴収される租税の立替をするに過ぎない。彼らはそれを、彼らの商品、彼らの加工品及び彼らの労働の価格から回収するのである、そして支払うのはつねに、土地の生産物である³⁾」。Quesnay の場合、「耕作に用いられる富を決して目当てとしないように……多大の注意」を払って、農業經營についてさえ、事実上は、土地所有者の負担となることを認めながら、「 $\frac{1}{10}$ 税を借地農に賦課することによって

1) Quesnay, *Impôts, François Quesnay et la physiocratie*, II. pp. 528—597. 坂田訳『ケネー経済表以前の諸論稿』, 354—380 ページ。

2) Turgot, *Impôt indirect, Œuvres* (Ed. Schelle), II, p. 630.

3) Quesnay, *op. cit.*, pp. 611, 588 603, 606 et 610. 坂田訳, 前掲書, 405, 365, 391, 396 および 404~5 ページ。

一部は国王の利潤になり得る」と考えたし、「分益小作の手に入る収穫の部分にタイユが課せられる」こと⁴⁾をも認めたのである。のちにみると、これに対して Turgot は土地単税のみを目指した。いずれも純生産物の原理から出発したのであるが、ここにも Quesnay と Turgot の歴史的・理論的分析の特徴的差異の発展がみられるであろう。Turgot は租税改革の問題においても、3 つの方法を用いた：1) 問題全域にわたる原理的考察、2) 歴史的、地域的考察、3) 現実的考察がそれである。以下では、Turgot の租税にかんする断片的著作のなかから整理しつつ、以上的方法別に考察し、Quesnay の発展的継承者としての Turgot の実践的側面を多少とも理解しよう。したがって Turgot の土地単税論の理論的有效性や現実への適用可能性の検討は本稿の目的ではない。

* * *

1) 原理的考察 Turgot は原理的考察の方法として「個々の問題は、問題の第一諸原理への関係によって惟持されているのであるから、すべての原理をそれらの自然秩序のなかで展開すること」の必要をのべ、「理論において専念すべきは、常に最善の策である。この最善の策が現実の諸状況において実行可能でないという口実のもとで、この探究をゆるがせにすることは、…それによってのみ証明可能となる單純性のなかに諸問題をおく利益をあきらめることである」として暗に Turgot の理想主義的な土地単税の厳密な主張に対する批判に答え、同時に Quesnay が直接地租と諸間接税を同時に認め、いわば「2 つのことを一度に解決しようとすること」⁵⁾、あるいは Quesnay が「その原理からすべての結論を抽きださなかった」⁶⁾ことを批判している。しかし Turgot は、「Quesnay 氏は粗生産物から純生産物を区別することを考え、…耕作の唯一・不可欠の原因である耕作者の諸利潤を純生産物にふくめない正当な見解を定着させた最初の人であった」(*Oeuvres II, 301—2*)と評価して、Turgot 自身の土地単税の主張の出発点が Quesnay にあることを認めている。Turgot はさらにこの純生産物の理論を詳しくのべ、彼自身の原理へと導く。「Quesnay 氏は、非常に大量の元前払を基礎にもち、おなじく必要な他の諸々の前払を年々必要とする耕作のメカニズムを開いた。故に生産物の売上げからつきのものを先取りす

4) Quesnay, *op. cit.*, pp. 606 et 611. 坂田訳、上掲書、396 および 405~6 ページ。

5) Plan d'un Mémoire sur les impositions. *Oeuvres*, II. 293—312.

6) Notes sur l'article «Impôts» de Quesnay, Quesnay, *op. cit.*, p. 596.

べきである：1) 諸経費、あるいはまとめて年前払、2) 元前払の利子、3) それらの維持費およびすくなくとも利子に等しい額のそれらの償却補填費、4) 主たる耕作者およびその使用人たちの生活費と正直な利潤、彼らの労働および彼らの勤労の賃金である」。Turgot は、この控除分を「自由に処分できない部分」と呼び、「耕作者が土地所有者に彼の畠を耕作する権利を得るためにあたえる分」のみが、「真の収入である」と定義することによってつまり土地所有と経営の分離によって土地所有者の収入(地代)と耕作者の利潤を明確に区別し、これによって課税対象を限定する。この原理的説明は土地所有と経営の分離していない土地所有・耕作者の場合に明確である。彼によれば、この場合、厳密には「彼は自由に処分できる収入を持たないのだが、彼は自分のなかで、土地所有者としての彼の収入と耕作者としての彼の利潤を混同しているのである」。したがって Turgot は「この自称収入は彼の労働の賃金にすぎない」と理解し、「租税は耕作者の分を尊重すべきであり」、「課税は収入に対してなさるべきであり、諸資本に対してではない」と理解した。すなわち「ここにおいて問題はただ地租あるのみである」(*Oeuvres II, 302—304*)。かくて Quesnay の不明確な地租中心の租税論は、借地農および小生産者の資本保護を目的とする明確な Turgot の土地単税の主張へと発展する。

2) 歴史的・地域的考察 Turgot は租税問題についても「諸原理の歴史的発展にかんして、またおなじくさまざまな地方にかんして数多くの詳細」(II. 309)を探ることを指示しているが、ここでは大農法・小農法の問題について考えてみよう。よく知られているように Quesnay は実は大農法・小農法の差異を資本の存在の差異として理解してはいたのだが、多くの場合、馬耕法・牛耕法という現象形態の差異で論じ、またこの区別が同時代に流布していた。これに対して Turgot はその本質的差異を資本—企業として明確に指摘し、大農法を資本を所有する借地農の賃貸小作契約にもとづく近代的耕作企業として把握し、分益小作農による小農法を資本の欠如として規定した。

Turgot は中世に創設されたターユと、中世から近世の移行においてもっとも特徴的である大農法の発生・発展を歴史的に考察する⁷⁾。Turgot は、ターユの創設以来、この数世紀の租税の増大は、借地農のあらゆる前払を吸収して大農法を廃滅させたにちがいと言うのであ

7) Mémoire au Conseil sur la surcharges des impositions. *Oeuvres*, II. 451—455.

るが、その廃滅を免れさせた3つの原因をあげている。

1) 法定貨幣価値の増大、これは、結局は借地農の生産物をより高く売り、賃貸作供契約の期末までは、協定率で賃貸料を支払うことによって借地農の利益となる。2) 貨幣利子の漸次的・継続的減少、この減少は2世紀半にわたって10—12%から5%にさがり、土地所有者たちの農業投資を誘った。3) 大農法の地帯である海岸地方とパリ周辺地区での販路の拡大と消費の増大である。ところで小農法地方においては事情はまったく逆である。おなじく Turgot の指摘を要約すると、ターユのために分益小作農は借地農への歴史的な成長を阻止されたのである。すなわち、土地所有者と耕作者の収穫の折半という慣習は、ターユの創設より以前であり、ターユ以前には彼らはかなり富裕であり、ターユがなければしだいに耕作の利潤を得、資本を蓄積して収穫の全体を得るために耕作請負契約(*le forfait*)を結び得たであろうし、さらに賃貸小作契約による借地農へと成長する歴史的根柢があったのだといふ。「その起源以来、もしも租税が直接、土地所有者に要求されいたら、この事情の自然の進歩はすこしも乱されなかつたであらう」(*Oeuvres* II. 452)。しかるにターユの増大につれて、直接耕作にあたる耕作者に $\frac{2}{3}$ (*taille d'exploitation*)、土地所有者に $\frac{1}{3}$ (*taille de propriété*)、しかも貴族は免除されたのである。ところで大農法において借地農の貧窮化を防いた上記の諸条件は、分益小作農には無関係であった。1) 貨幣地代の約定を持たず、土地所有者との収穫折半という現物分配には法定貨幣価値の増大は無関係であった。2) 資本の欠如を本質的特徴とする分益小作農には貨幣利子の減少は無関係であった。3) 大農法を支えた販路の拡大と消費の増大は、小農法の内国地方には逆に減少の原因となつた。Turgot は以上を歴史的にみた小農法地方の貧困の原因とみるのであるが、彼は現状において、小農法地方の租税の過重負担をともなう極度の貧困と賃貸小作契約を持たぬ現物分配の耕作慣習とが、次年度収穫期までの土地所有者による分益小作農の生活補助をいっそう必要とし、貧困化と封建的従属関係の悪循環を生むことを指摘し、Quesnay が分益小作への現物課税を指示するのに対して Turgot はリモージュ県において土地所有者が分益小作農の租税の一部を支払うことを条件としてでなければ耕作者をみいだせなくなつたことを指摘している (*Oeuvres* II. 453—4)。Turgot は、北部フランスの大農法地方ピカルディにおいては租税は土地所有者の収益の40%にすぎないのに対して、小農法地方であるリムーザンにおいては租税は土地所有者の収益の80%であることを比較論証し、土地単税の原理を適用して、「もっとも

重要なこと」として、課税に際して「小農法制度の…帰結をなんら考慮に入れなかつた」ことを指摘し、大農法地方においては「借地農はその賃貸小作契約の価格を一定にすることによって、常に諸前払の合法的利子を保留し、したがつて、この利子は土地所有者の収入に算入されない」のに対して、「前払をしなければならぬ小農法の土地所有者の収入に、さらにそれ(前払の利子)を算入することは不当であり」、「土地所有者が諸前払を支出した賃貸小作契約の価格から、土地収入ではなく耕作経費の単なる回収である・これら前払の利子を差引くことが正当である」と主張した(II. 464—7)。また Turgot は地理的諸条件の差異による小農法の多様性について考察し、「小農法地方がすべて貧困の最低段階におとされたわけではなく」、市場の遠近、地代の多少、課税の軽重、土地の不平等に起因する多様性を原因としてあげ、「大農法と小農法との中間的耕作」の形態として「収穫物の一部分の代りに一定の賃料を土地所有者に渡すが、家畜も農具も持たない經營借地農(*Fermier exploitant*)」の存在を指示して、小農法から大農法への漸次的移行の形を示唆している (*Oeuvres*, II, 454—5)。Turgot にとって大農法への移行は土地単税の主張とともに農業の資本主義的開発のための基本的条件であった。

3) 現実的考察 Turgot は以上で原理的に土地単税の厳密な主張を示し、歴史的・地域的にみて、恣意的課税がいかに大農法化を妨げ、小農法地方での租税の過重負担をひきおこし、貧困と過重負担の悪循環をもたらすかを論じ、間接的に土地単税の正当性を主張した。

Turgot は税制改革の現実的考察においては、ターユ・タリフェ (*Taille tarifée*) の改革という実際的問題を前にしていたので、現実との若干の調和を求めるを得ず、彼の土地単税の主張はあまり明確ではなかったが、やはり基本的には土地単税の原理の上に立っている。Turgot 自身、着任直後リモージュ県内の詳細な観察をおこなつたが、彼はしばしば下僚に対して回状 (*circulaire*) を発してターユ・タリフェの改革プランや徵税委員の職務について見解を示した。

Turgot は彼らが自分を「巡回收税員」とみなして、各小教区の農業の状態から、未開墾地の量、その改良の余地、土地の主要生産物、住民の家内工業の種類、その農工製品の市場、道路の状態、地勢、空気の精澄度、人間および家畜の病気、その原因にいたるまで徹底的に観察調査することを命じた⁸⁾。

8) *Circulaires aux Commissaires des Tailles*, 1762. (*Oeuvres*, II. 137—155).

ターユ・タリフェとは一種の申告納税制度であり、借地農や分益小作農に彼らの収入に応じて課せられるターユ・ペルソネル(taille personnelle)や、国家資格地方(pays d'Etat)の平民とくに農民の不動産に課せられたターユ・レエル(taille réelle)の恣意性を是正するために、Turgot の前任者 Tourny によってリムーザンに導入されたものである。Tourny は 1) 各土地所有者の土地面積と耕作の種類、2) 各耕作の種類に対する土地の質を 1・2・3 等級に分類して申告を求めたが、正確な測量も台帳もない・この小農法の地方では正確な申告は期待できなかった。Turgot はこのターユ・タリフェの改革の要点を 3 つあげている。1) 納税者台帳の作製、2) 徵税令書および徴税台帳の前文に詳述される税率規準の作製、3) 租税割当ての基礎となる土地の評価の確立である。ここにみられる特徴は、これまでにみられた Turgot の基本的立場、つまり労働と資本の育成を目指す土地単税の立場の反映として、「工業」、「小作地の利潤」、資本としての「家畜」に対する適切な配慮である。Turgot は納税者台帳の作製にあたっては、これらに対して変動を受けない定額の一括予納金制度(abonnement)による固定課税の適用を考えたが、税率規準の作製にあたっては、これらの基準が「農業や工業を挫かないかを検討する」ことを指示し、さらに「工業にいかに課税すべきであるかを論ずる代りに、むしろ工業に課税すべきであるかどうかを論議すべきではないか?」と考えている。Turgot のこの主張の根拠は純生産物の理論にもとづいている。すなわち「ある人が彼の腕で得る利潤と、彼が自分の職業、商業からひきだす利潤を正確に知ることは不可能である。工業税は土地所有者の負担に常に帰する。事実、労働者は彼の労働の賃銀以外の利潤を持たない」。Turgot は家畜についても同様に考える。「家畜は農耕にまた土地の肥料に必要なものと考えられ得る。この観点からすれば家畜は収入ではなく、土地に収入を生ませるための手段である。故にそれをもって課税対象とするよりは、それらの増殖を奨励するように努力することの方がいっそう自然であろう。別の観点からすれば、肥育されている家畜や綿羊類は収入をあたえるが、それは土地の収入である。だからもし土地と家畜が別々に課税されるとすれば、2重課税されることになり、または土地をその価値において課税しなかったことになる。家畜には全然課税せず、適正な割合で土地に課税することが、いっそう簡単である」(Euvres, II. 140—4)。

ターユとともに Turgot のはげしい批判の対象となつたのは $\frac{1}{20}$ 税であった。Quesnay や Mirabeau が認め

た $\frac{1}{20}$ 税、ことに工業 $\frac{1}{20}$ 税(vingtième d'industrie)を Turgot は全面的に否定し、「直接土地所有者の負担となり、いかなる特権によってもわざらされない地租」(Œuvre, II. p. 253)への即時切り換えを厳密に要求した。この直接地租への切り換えのプラン⁹⁾を通じて特徴的にみられることは、土地単税の実施の具体的な裏づけとして大農法への移行と同時に徴税にかんする官僚機構を極度に制限し、地方知事の権限を確立し、コミュノテによる税務の自主的処理を目指す地方分権制の確立を目標としていることである。Turgot がこの土地単税の達成にかんして警戒するのは、一方では「大土地所有者(propriétaire de fiefs)のギルド」化による「一種の封建的機構」であり、他方では小農地方における現物分配とともに土地所有者と耕作者の貧困と封建的従属関係の悪循環であった。

* * *

一般にこの時代には租税問題はターユ・ペルソネルからターユ・レエルへ、また割当税(l'impôt de répartition)から定率税(l'impôt de quotité)へと移行を示していたが、Turgot はターユにかんしてはそのいずれでもない改革案として正確な土地評価にもとづく申告納税制ターユ・タリフェの方式をとり、しかもこれを土地単税の実施の方向へと絶えず進めたのであるが、割当税と定率税にかんしては Quesnay や Mirabeau の定率税に従わず、土地単税の実施という具体的目標のために現状に合致した 1 種の割当税に傾いていた。Turgot は 4 ツの課税方式：1) 生産物の比例部分の課税($\frac{1}{10}$ 税)、2) 収入の比例部分の課税($\frac{1}{20}$ 税)、3) 每年生産物の評価にもとづいて各税負担者に割当てられる一定額の課税(恣意課税となりやすい)、4) 每年土地の正確な評価にもとづいて割当てられる一定額の課税(土地台帳あるいはターユ・レエルの方式)を示し、この「(土地)収入の比例部分の制度がおおきな利益をもつ」(Œuvres, II. 306)としている。Turgot が土地所有者の収入(地代)と借地農の利潤を明確に区分したことはさきにみたとおりである。以上は Turgot の土地単税の主張の一面をごく平面的に考察したにすぎない。われわれは、さらに Quesnay と Turgot の全体系の 1 つの集約点として土地単税の主張を詳細に検討しなければならない。

9) Observations sur un projet d'édit remplaçant les vingtièmes par une imposition territoriale et préparé par le Contrôleur général. Œuvres, II. 251—293.